

関西大学図書館所蔵『源氏物語』の本文

——書入れを中心には——

中葉芳子

はじめに

一、書誌

関西大学総合図書館所蔵『源氏物語』（以下関大本と略す）は、書写年代は江戸時代初期だと思われるが、書入れ・朱点・朱合点が存し、江戸時代の始め頃に『源氏物語』の本文がどのように研究され享受されていたかを示す一つの資料として無視できないものである。特に、当時書写・校合されている本文がどのような系統の本によつているか興味を抱かせるものである。

本稿では、主に書入れ箇所を取り上げて、関大本の本文と書入れられた本文の系統について考察することで、当時の『源氏物語』の本文の実態をうかがうよすがとしたいと思う。

標巻と横笛巻を鷹司信尚、竹河巻を本阿弥光悦、夢浮橋巻を性辨法

三六二一）は、縦二〇・四糸、横一五・九糸の四半型の列帖装。一巻一帖仕立てで五四帖。寄合書。表紙中央に貼られた縦一三・七糸、横二・八糸の題簽に一筆書きで巻名を記す。表紙の装幀・本文料紙ともに全帖同じ、製作当時からのものであろう。書写年代は江戸時代初期と思われるが、奥書や書写者を示すものは存しない。ただし、古筆了珉の極札では、桐壺巻を西園寺実晴、夕顔巻を広橋總光、初音巻を正親町三条実有、鈴虫巻と外題を中院通村の筆と極め、畠山牛庵（二代）の極札では、外題を中院通村、帚木巻を烏丸光広、澪

親王の筆と極めている。また、大正六年の猪熊信男の添状では、外題に中院通村、空蝉巻に本阿弥光悦、花宴巻と浮舟巻に小堀遠州、初音巻に近衛信尹、若菜上巻に八条昌智仁「親王を比定しているが、従えない。しかし、三者が一致して外題の筆者としている中院通村の真蹟資料を関大本の外題の筆蹟と比較してみると、

〔関大本外題〕



〔中院通村真蹟資料〕



(短冊)

(和歌懐紙)



〔日本書蹟大鑑 第十六卷⁽¹⁾〕

以下、関大本の本文や書入れられた本文について考察していく。けだが、「源氏物語」の本文は、一筆書きであったとしても、書写段階ないしはそれ以前において、異なる本が取合わせられて五四

のように、断定はできないが、関大本の外題は中院通村の真筆と見られる可能性は高いようと思う。とすれば、この関大本は、中院通村を中心として製作された寄合書ということになるのではないか。

さて、関大本の本文書写形式は、一面一〇行書き。和歌は改行し、書き出しは地の文より大体二字下げの二行書きで、二行目は地の文と同じ高さから書き、末はそのまま地の文に続けて書写されている。

古い書写様式を踏襲していると言つてよかろう。本文には、墨筆による書入れや擦り消しによる訂正の跡が見られる。また、本文の句切れを示した句点と思われる朱点が所々にあり、引歌等を示すと思われる朱合点も付されている。

なおこの朱点・朱合点は、花散里・鈴虫・夕霧・蜻蛉巻には付されていない。しかし、これらの巻々にも、朱合点が付されてもよいはずの引歌がないわけではない。また、句点と思われる朱点も、句切れには必ず付されているわけではない。このことから考えると、朱点・朱合点が付されたのは、書写段階で書写者によつてではなく、関大本を所持した人物が自分の研究のために、巻を選んで付したと考える可能性もある。

帖に編成された本を親本として書写された可能性を考えておかなければならぬ。その上、関大本は先に述べたように寄合書であるために、より一層卷ごとに本文系統が異なる可能性が高いとも言えるだろう。従つて、関大本の本文や書入れられた本文を検証するにあたつては、それぞれの卷ごとに見てゆくことが必要となるのである。

二、外題と本文の関係

—「匂兵部卿宮」卷の本文—

先に述べたように、外題は一筆書きであり、古筆了珉の極札等によれば、中院通村の筆ということになる。先に述べたように、中院通村の真筆と断定はできないが、中院通村のように三条西家の学問を受け継いだ人物を想定するのがふさわしいことが、以下に述べる本文の性格から考えられる。

第三部冒頭にある第四二帖は、現在では「匂兵部卿」「匂宮」と呼ばれることが多いが、関大本では「匂兵部卿宮」としている。この巻の巻名を「匂兵部卿宮」とするのは、日本大学所蔵三条西家証本⁽²⁾（以下日本本と略す）の一つの特徴であるからである。また、中院通村の父である中院通勝も、「岷江入楚」において「匂兵部卿宮」という巻名を用いている。

そこで、「匂兵部卿宮」卷の関大本の本文を、財団法人古代学協会所蔵伝飛鳥井雅康等筆大島雅太郎氏旧蔵本⁽³⁾（以下大島本と略す）や日本本の本文と比較することで、関大本の本文と外題の関係について考えてみたいと思う。なお、宮内庁書陵部所蔵青表紙本⁽⁴⁾（以下書陵部本と略す）の当該巻の本文は河内本系統と考えられるので、比較には用いない。

まず、関大本と大島本の本文を比較することで、定家筆本を忠実に継承していると言っている大島本との関係を見るべく、関大本を基として大島本との主な異同を見てゆくことにする。

なお参考のために、関大本の本文の下の〔〕内に関大本の丁数と『源氏物語大成』校異篇⁽⁶⁾（以下『大成』と略す）の頁行数を、大島本の本文の下の〔〕内に大島本の丁数と行を掲げた。

（関大本）

（大島本）

1.兵部卿の宮と〔三才、一四二五⑫〕—兵部卿と〔三才③④〕

2.よのならひも〔四才、一四三①〕—世のなこりも〔三ウ③〕

3.世にの、しりし〔四才、一四三⑤〕—世にの、しる〔四才⑥⑦〕

4.只独の末の〔四才、一四三⑥〕—た、ひとりの御末の〔四才⑦〕

5月ことの御念佛〔六ウ、一四三①〕—月の御念佛〔六ウ③〕

6めしまつはし〔七オ、一四三④〕—めしまとはし〔六ウ⑧〕

7.彼過給にけんも〔ヘウ、一四三⑤〕—かのすき給けんも〔ヘオ⑩〕

8けにと有かたく〔三ウ、一四七(7)〕—けにいと有かたく〔三ウ(5)
9かやうならん人を〔西オ、一四六(7)〕—かやうなる人を〔西オ(4)
10たえなんよりはと〔五オ、一四五(3)〕—絶なんよりは〔五オ(3)④〕

11見しる人は〔六オ、一四三九(4)〕—しる人は〔六オ(6)〕

12御子の衛門督〔セオ、一四四(10)〕—御子の右衛門のかみ〔セオ(7)〕

13めてたしと〔ヘオ、一四一(6)⑦〕—いとめてたしと〔ヘオ(7)〕

これらの一三箇所の異同を詳しく見てみると、『大成』によれば、

3・4・5は青表紙本系諸本内での大島本の独自異文であつたり、

2・7・8・10・12のようどどちらかと言えば青表紙本系諸本内で

大島本が少数派に属したりする（例えば2は、大島本と同じ本文を持つのは横山本のみである）場合が多いことは確かである。しかし、

例えは『大成』によると9は、大島本・為家本・榎原家本が「かや

うなる人を」という本文を持ち、横山本・池田本・日大本が「かや

うならん人を」という本文を持つ。このように『大成』所収の青表

紙本系諸本内において大きく二つの本文に分かれる場合にも、関大

本は大島本と異なる本文なのである。これは、1・6・11・13でも

同様である。

では日大本との関係はどうかというと、前掲の1から13の箇所について、関大本と日大本はすべて一致している。例えは、1は

「兵部卿宮と」（二オ④）、11は「みしる人は」（一六ウ(6)）という本

文を日大本は持つてゐるのである。しかし「イ」注記のある書入れ箇所について見てみると、関大本の本文よりは「イ」注記のある書入れられた本文の方がより日大本に近い。先と同様の形式で示すと、

（日大本）

14はく、み聞え給しゆへ〔ウ、一四三九(8)〕—はく、み給しゆへ

〔ウ(6)⑦〕

15いみしう〔ウ、一四三九(10)〕—いみしく〔ウ(9)〕

16すくよかになん〔三ウ、一四三(2)〕—すくよかに〔三ウ(3)〕

17みなをの／＼〔三ウ、一四三(11)〕—おの／＼〔三ウ(1)〕

18わたし奉り給てなん〔四オ、一四三(4)〕—わたしたてまつらせ給

てなん〔四オ(6)⑦〕

19おほさる、まゝに〔五ウ、一四三(4)〕—おほさる、に〔五ウ(8)〕

20女の御きしきよりも〔六オ、一四三(9)〕—女の御けしきよりも〔六

オ(1)〕

21いてきぬへかりし事をも〔九ウ、一四三五(3)〕—いてきぬへかりし

をも〔九ウ(9)⑩〕

22御あそひなどにも〔三オ、一四三(14)〕—あそひなどにも〔三オ(9)、

23参あつまるも〔五オ、一四三(2)〕—まいりあつまるは〔五オ(10)、

一五ウ(1)〕

24見所ある人の御有さまなれは〔五オ、一四三(4)〕—みどころあ

る御ありさまなれは〔五ウ(6)〕

25えことに〔五ウ、一四九(7)(8)〕——えこと〔六オ(2)〕

26むかへて〔セウ、一四九(1)〕——むかへに〔ヘオ(6)(7)〕

となる。この一三箇所について詳しく見てみると、「大成」によれば、例えば23は、関大本の本文と一致するのが肖柏本のみであるのに対して、日大本の本文と一致するのは大島本・横山本・為家本・榊原家本・池田本の六本であるというように、日大本の本文の方が青表紙本系諸本内で優勢である場合がある。これは25も同様である。

また、例えば18は、大島本・横山本・為家本・榊原家本が「わたし

たてまつり給てなむ」という本文を持つのに対して、日大本・池田本・肖柏本は「わたしたてまつらせ給てなん」という本文を持つというように、「大成」所取の青表紙本系諸本内で二つの本文が存する場合もある。これは、19・20も同様である。しかし、「大成」によれば、15・17・21のように、日大本と他に一本しか「イ」注記のある書入れと一致しなかつたり（例えば17は、日大本の他に「イ」

注記のある書入れと一致する本文を持つのは肖柏本のみである）、14・16・22・24・26のように日大本のみしか「イ」注記のある書入れと一致しない場合にも、日大本は関大本の「イ」注記のある書入れと一致している。

この「イ」注記のある書入れに関しては、関大本と日大本との間

に興味深い関係も見られる。

(関大本)

(日大本)

27事にふれて〔セウ、一四三(12)〕——ことに○〔ヘオ(1)〕

28おはしまさん世の限は〔五オ、一四五(5)(6)〕——おはしまさん○_{世のい}

かきりは〔五ウ(8)〕

29衛門督權中納言右大弁など〔セオ、一四〇(11)〕——ゑもんのかみ

○右大弁など〔セウ(7)〕

このように、関大本で「イ」注記のある書入れとしているものが日大本の本文と一致し、関大本の本文が日大本の「イ」注記のある書入れと一致するという例が存している。ただし、これらは三例とも、「大成」によれば日大本の本文が、青表紙本系諸本内での独自異文になつてていることに注意しておきたい。

最後に、関大本と日大本が共に、同様の書入れを加えている箇所を見ておきたい。

(関大本)

(日大本)

30つきの坊かねにて〔二ウ、一四〇(1)〕——つきの坊かねにて〔三ウ(1)〕

31せむけう太子の〔セウ、一四三(9)〕——せむけうたいしの〔セウ(6)〕

(7)

30は、「大成」による限り諸本間に異同は見られず、関大本の「イ」

注記のある書入れや日大本の「本」による書入れのように、「つきの」のない本文は確認できない。また、31の「イ」本による書入れは、『大成』によれば、河内本系諸本のすべてと青表紙本系統の為家本の並記に一致するが、河内本系諸本がこの本文を持つことからもわかるように、河内本系統の特徴とも言える本文である。

ただし、30の書入れられた本文については、『萬水一露⁷』に掲出されている「つきの坊かねにて……」という本文に、「青つきの無」と傍記されており、「つきの」のない本文が、青表紙本と認識されていた本に存在したことがわかる。また、31の「イ」本により

書入れられた本文については、『細流抄』以降『孟津抄』『岷江入楚』『萬水一露』『湖月抄』などの注釈書の中でも問題にされてきた異同であり、『山下水』の掲出本文には、関大本や日大本と同様に、「イ」注記を伴つて書入れがなされている。これらのことからも、この異同はかなり注目されていた異同だと言える。従つて、この30・31の書入れから考えられることは、関大本が校合に用いた本文は、日本が校合に用いるような本文、要するに三条西家が証本を製作するにあたつて重要視するような本文の流れを組んでいたのではないか、ということである。

以上、「匂兵部卿宮」巻の本文を検討してきたわけであるが、関大本本来の本文も「イ」注記のある書入れも、巻名が表わす通り、

日大本にかなり近い面を持つていて。このことは、定家筆本を忠実に継承していると言われている大島本との間に距離があることともあいまつて、関大本の本文の特徴と言えることであろう。ただ、日大本と関大本が親子関係にあるわけではなく、関大本が親本とした本文も校合に用いた本文も、日大本及びその校合本の流れを組む本文、すなわち三条西家及び三条西家の学問を受け継いだ人々の間で用いられるような本文であつたと考えられるのである。

三、関大本の本文系統

以上見てきたように、関大本の「匂兵部卿宮」巻は、本文も書入れも、三条西家及びその学問を受け継ぐ人々の間で用いられていた本文であることがわかつたのであるが、他の巻の本文でも同じことが言えるかどうか検証しておきたい。ただし、関大本本来の本文と書入れられた本文の考察を同時におこなう関係から、関大本本来の本文についても書入れの加えられた箇所だけを例として取り上げることとする。書入れのない箇所の本文も、その性格において変わることろがないと考えられるからである。なお、落字の補入や誤写の訂正のための書入れは考察対象とはせず、関大本の特徴を表わす書入れのみを取り上げていく。

この考察では、大島本・日大本・書陵部本・東京国立博物館所蔵保坂潤治氏旧蔵本⁽⁸⁾（以下保坂本と略す）・穂久邇文庫所蔵本⁽⁹⁾（以下穂久邇本と略す）・吉田幸一氏所蔵伏見天皇本⁽¹⁰⁾（以下伏見本と略す）について検討し、必要に応じて適宜『大成』を参照することとする。また、関大原本來の本文を「本文」と言い、関大本に書入れられた本文を「書入れ」と言う。

関大本の引用に際しては、「」内に関大本の丁数と『大成』の頁行数を参考のために掲げた。諸本については、本文と書入れを区別

して、それぞれ一致する諸本を略号を用いて示した。その際、大島

本は「大」、日大本は「日」、書陵部本は「書」、保坂本は「保」、穂久邇本は「穂」、伏見本は「伏」という略号を用いることとする。

まず葵巻の場合
(一) 葵巻の場合

まず葵巻について見てみる。

1 女はらの「九才、二八八⁽¹¹⁾」

（本 文——書·保·伏
　　書入れ——大·日·穂

2 大将殿^は○かの御車の「二〇ウ、二八九⁽⁵⁾」

（本 文——大·書·保·伏
　　書入れ——日·穂

（本 文——書
　　書入れ——日·穂

これらの一例を見てみると、大島本・伏見本は本文と一致したり書入れと一致したりと揺れが見られるものの、書陵部本・保坂本は本文に、日大本・穂久邇本は書入れに一致することがわかる。さらに詳しく本文を見ると、

7 ○あひのり給へるに「一四ウ、二九一⁽⁶⁾」

（本 文——書
　　書入れ——日·穂

えむにのみあるへき御中に・あらぬをいたうおどろへ給へりといひながら物こしにてなどあるへきかはとて「二八ウ、三〇二①②」
○二①②

（本文——大·書·保·伏（ただし、「あへきかはとて」）
　　書入れ——日·穂
　　書入れ——日·穂

4 中^夜の衣を「五六オ、三二一⁽¹⁾」

（本文——書·保
　　書入れ——大·日·穂·伏

5 いまはしめて^(ナシ)「五八ウ、三二二⁽⁹⁾」

（本文——書·保
　　書入れ——大·日·穂·伏

6 おほえさりしを「六一オ、三二四⁽⁶⁾」

（本文——大·書·保·伏
　　書入れ——日·穂

(一) 書入れ——大・日・保・穂・伏

8 ゆきめぐりても〔二四ウ、二九九①〕

(本 文) 書

書入れ——大・日・保・穂・伏

9 物し給はむありさまそ〔三五ウ、三〇六⑫〕

(本 文) 書

書入れ——大・日・保・穂・伏

のよう、本文と一致するのは書陵部本のみとなることがある。な

お、この三例は、『大成』によつても青表紙本系諸本内に一致する伝本が確認できない。『大成』により本文と一致する本文を持つ伝本を掲げると、8は河内本系諸本のすべて、9は別本の陽明文庫本となるが、7には一致する伝本が確認できない。

次に書入れを見てみると、

10 思ひきこえ給たれもくうれしきものから〇ゆうしうおほし

て〔四才、一八五③〕

(本 文) 大・書・穂・伏・保 (ただし、「思ひきこえ給て」)
書入れ——日

11 うちまどろみ給〇ゆめには〔二一オ、二九六⑩〕

(本 文) 大・書・保・穂・伏

書入れ——日

12 むすひと、めよ〔二四ウ、二九九⑥〕

(本 文) 大・書・保・穂・伏

書入れ——日

のよう、書入れと一致するのが日大本のみとなる。なお、『大成』

によつて書入れと一致する伝本を探してみると、12は河内本系諸本のすべてや別本の御物本が確認できるが、10・11は一致する伝本が確認できないのである。

以上、主な本文異同を取り上げてみてきただけだが、葵巻の本文は書陵部本に、書入れは日大本に近いと言える。日大本は三条西家が証本としてきた伝本であるし、書陵部本も、青表紙本系統とは言えない巻が混在しているとはいえ、三条西実隆が奥書きを書き、各巻に花押を記した本である。書陵部本は、禁裏本もしくは嫁入本として書写されたとも言われているが、江戸時代には三条西実隆が「青表紙証本」として認めた本だと思われていた。よつて、江戸時代初期という関大本の書写年代を考え合わせると、葵巻の本文や書入れは、書陵部本や日大本そのものを用いたわけではないのだろうが、三条西実隆が認めた「青表紙証本」を親本として書写し、同じく三条西家が証本とする本を用いて校合したものであることがわかる。

(二) 花宴巻の場合

次に花宴巻について見よう。

5 わつらはしゅ〔五ウ、二七一(10)(11)〕

(本文——保・穂)

6 すこし〇なれたることや〔八ウ、二七五(1)〕

(書入れ——書・伏)
(本文——大・日・保・穂)

2 いひあへす〔五ウ、二七二(11)〕

(書入れ——書・伏)
(本文——大・日・保・穂)

3 さくら〇かさねにて〔七ウ、二七四(7)(8)〕

(書入れ——書・伏)
(本文——大・日・保・穂)

4 たつね〇侍しなり〔九オ、二七五(12)〕

(書入れ——書・伏)
(本文——大・日・保・穂)

このように、本文が大島本とは一致せず、保坂本とのみ一致する例もある。なお、この三例の本文はすべて、「大成」によつても、ここに掲げた諸本以外には一致する伝本を確認できない。このことからも、本文は保坂本に近い本文によつたと考えるべきであろう。

8 今すこし〇すくして〔二ウ、二七〇(4)〕

(書入れ——書・穂)
(本文——大・保・伏・日(ただし、「うちす」として))

=
=

9 た、いま〇〔七オ、二七三(13)〕

(書入れ——書)
(本文——大・日・保・穂・伏)

これらの例を見てみると、日大本・穂久邇本には揺れが見られるもの、本文は大島本・保坂本・書入れは書陵部本・伏見本に一致することがわかる。なお日大本は、3は「イ」注記のある書入れがなされているし、1・2・4はともに、校合によると思われるミセケチによって訂正されている箇所にあたり、ミセケチ後の本文は関大本の本文に一致するが、ミセケチ前の本文は関大本の書入れに一致するという、複雑な本文状態となつてゐる。

10 おはい殿にも〔八オ、二七四(12)〕

(本 文) 大・日・保・穂・伏

(書入れ) —— 書

このように、書入れと一致するのは書陵部本のみとなり、伏見本とは一致しないこともある。『大成』によると、8は青表紙本系の伝耕雲筆本と一致するし、9は青表紙本系の伝耕雲筆本に加えて別本の御物本とも一致する書入れではある。しかし10は、『大成』に一致する伝本が確認できない。要するに、書入れに近い本文を持つのは、書陵部本であると言える。

以上のことから考へると、花宴巻の本文は保坂本に、書入れは書陵部本に近いと言えよう。保坂本は、鎌倉時代中期頃書写の別本として重要視されることが多いが、桐壺巻から絵合巻までは、三条西実隆等が書写者に擬せられた室町時代中期の補写であり、これらの巻は青表紙本系統、私見では、青表紙本系諸本の中でも肖柏本に近い本文であることが多い。これらのことから考へると、桐壺巻から絵合巻までの保坂本は、三条西家と関わりのある本文だとしてもよいのではないだろうか。

よつて、花宴巻も、保坂本補写の際に親本とされた系統の本文を親本として書写し、書陵部本の系統の本文を用いて校合した、三条西家に関わる伝本の系統の本文であると言つてよいと思うのである。

(三) 賢木巻の場合

最後に賢木巻について見ておこう。

1 かたちのおかしう〔三六ウ、三六一(7)

(書入れ) —— 大・書・保・伏

2 なへてのそらの〔四〇オ、三六四(3)^{秋イ}〕

(書入れ) —— 大・日・穂

3 かたちもおかしう〔五二ウ、三七二(10)〕

(本 文) 日

4 らうかはしう〔五三オ、三七四(5)〕

(書入れ) —— 大・書・保・穂・伏

5 つ、むそなう〔五九ウ、三七九(6)〕

(本 文) 日・穂

(書入れ) —— 大・書・保・伏

これらの例を見ると、本文は日大本、書入れは書陵部本・保坂本に一致することがわかる。なお賢木巻は、比較的長い巻であるにもかかわらず、特徴のある書入れが少ない上に、1・3・4・5のよう

に音便形であるかどうかの相違といった小異の箇所がほとんどであるので、断定的に述べるのはどうかと思われる面もある。しかし、前掲の例から考えられる賢木巻の本文傾向も、先に見てきた葵巻・

花宴巻の本文傾向と大きく異なるものではなく、認めてよいと思わ

れる。よつて、賢木巻の本文は日大本に、書入れは書陵部本・保坂本に近い本文であると考えてよいだろう。そうすると、やはり賢木巻も、日大本の系統の本文を親本として書写し、書陵部本や保坂本補写の際の親本、これらの系統の本文を用いて校合をおこなつた、三条西家に関わる本文であると言えると思う。

以上のように、閑大本の本文と書入れについて、葵・花宴・賢木巻を取り上げて検討してきたのであるが、本文・書入れともに、定家筆本を忠実に継承していると言われている大島本との関係は薄く、日大本・書陵部本・保坂本といった三条西家に関わるとされる伝本との近さが、改めて確認されたと思う。

中でも、葵巻に見られたように、本文は書陵部本に近く、書入れは日大本に近いという結果が得られた巻としては、若紫・蓬生・絵合巻をあげられる。このことからも、特に日大本と書陵部本の系統の本文が、閑大本の成立に深く関わっていると言つてもよいと考えられるのである。

むすび

閑大本の本文と書入れについて、書入れが加えられた箇所を中心にしてきたわけであるが、寄合書のため、巻ごとに本文や書入れられた本文は少し異なるものの、本文・書入れともに、日大本やその系統、いわゆる三条西家関係諸本とでも呼ぶべき本文と近い関係にあることは言える。これは、閑大本が寄合書でありながら書写形式が統一されていることからも想定できるよう、ある一つ学問的集団に属する人々によつて、親本とする本文の選定から始まり、書写形式までをも統一して書写されたためではないだろうか。そしてこの書写活動の中心となつたのが、書写者が属する学問的集団の指導者のような存在の人物、恐らくは外題染筆者であると思われる中院通村だと考えられる。また、外題染筆者が三条西家の学問を受け継いでいるらしいことは、すでに述べたように、四二番目の巻名として題簽に「匂兵部卿宮」と記されていることが示している。このことからも、中院通村が中心となつて、閑大本を製作したとしてもよいと思うのである。

また、閑大本を所持した人物が加えたと考えられる書入れが、本文と同様に三条西家関係諸本と近い関係にあるということは、閑大

本に書入れをおこなつた人物も、書写者と同じ学問的集団に属していたかと思われる。

室町時代後期から近世にかけて書写された『源氏物語』の書写本には、肖相本・日大本に近い本文が多いことは既に言われている。

また、古活字本や『絵入源氏物語』『首書源氏物語』『湖月抄』などといった江戸時代の版本が、三条西家関係諸本に近い本文を持つことも指摘されている。これは三条西家の学問が、三条西家や三条西家の学問を受け継いだ人々によつて、武士階級や宮中に広がつていつたことにより、三条西家の学問に対する権威が高まつた結果であると考えられる。

関大本は、江戸時代初期という三条西家の学問が盛行していた時代の状況を、如実に反映しているのである。また、三条西家関係諸本の中心とも言える日大本は、定家筆本を忠実に繼承していると言われている大島本・明融本としばしば対立する本文を有し、別度の定家本に発するのではないかとも言われるが、まだ論証されていない。日大本の青表紙本系統の中での位置付けのためには、古活字本や版本をも視野に入れた研究が必要ではないだろうか。

こうした状況の中で、三条西家関係諸本に近い本文や書入れを持つ関大本は、古活字本や江戸時代の版本を含めた三条西家関係諸本、仮にこれらを「汎三条西家本」と称する、を理解するための一つの

助けとなるであろう。

なお、本稿では触れ得なかつた巻の本文や版本等との関係については、稿を改めて報告する機会を得たい。

〔注〕

(1) 小松茂美編『日本書蹟大鑑 第十六卷』(昭和五三年 講談社)

(2) 日大本は、『日本大学蔵 源氏物語 三条西家証本』(八木書店)による。丁数と行も同本によつた。

(3) 大島本は、『大島本 源氏物語』(角川書店)による。丁数と行も同本によつた。

(4) 書陵部本は、『宮内庁書陵部蔵 青表紙本』(新典社)による。

(5) 池田利夫『源氏物語の文献学的研究序説』(昭和六三年 笠間書院)第一章

(6) 池田亀鑑編著『源氏物語大成』(中央公論社)

(7) 『萬水一露』の引用は、『源氏物語古注釈集成』(桜楓社)による。

(8) 保坂本は、『保坂本源氏物語』(おうふう)による。

(9) 穂久邇本は、『日本古典文学影印叢刊 源氏物語』(貴重書刊行会)による。

- (10) 伏見本は、『源氏物語』（伏見天皇本）（古典文庫）による。
- (11) 池田亀鑑編『源氏物語事典』（昭和三五年 東京堂）所載の「諸本解題」（大津有二）による。

〔付記〕 本稿が成るにあたって、貴重書の閲覧その他につき、御高配をたまわった関西大学総合図書館に対し、末筆ながら御礼申し上げます。

（なかば よしじ／関西大学大学院生）